***指定居宅介護支援事業所の運営規程の参考例***

**○○居宅介護支援事業所運営規程**

（事業の目的）

第１条 この事業所が行う居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

（２）指定居宅介護支援の提供に当たっては、 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

（３）事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第３条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称 ○○居宅介護支援事業所

（２）所在地 岡山市○区△△□丁目□番□号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者：1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）介護支援専門員 ○名以上（うち１名管理者と兼務）

　介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間 午前○時○分から午後○時○分までとする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第６条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

一 利用者の相談は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行う　　 ものとする。

二 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント　　 方式を使用する。

三 サービス担当者会議の開催は、事業所内その他必要と認められる場所において開催　　 する。

四 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月１回以上必要に応じて訪問するものとする。

２　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

３　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その

実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

　一 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル未満 ＊＊＊円

　二 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル以上 ＊＊＊円／㎞

４　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条 通常の事業の実施地域は、岡山市○区、○区及び○市の区域とする。

（事故発生時における対応方法）

第８条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第９条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者への周知徹底
2. 虐待の防止のための指針の整備
3. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
4. 虐待の防止に関する責任者の選定及び担当者の配置
5. その他虐待防止のために必要な措置

２　事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第１０条 事業者は、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第１１条　事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、指定居宅介護支援の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１２条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修 採用後○月以内

（２）継続研修 年○回

２　事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させ　るため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

５ この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、○○法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

６　事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

附則

この規程は、令和○○年○月○日から施行する。